13　その他

⑴　受験手続その他受験に関する問合せは、前記11⑴の問合せ先のほか、次に掲げる人事院の地方事務局又は沖縄事務所に行うこと。

なお、インターネットによる申込みに関する問合せは、人事院事務総局（〒105―0001　東京都港区虎ノ門２―２―３）に行うこと。

（名　　称）	（所　　在　　地）
人事院北海道事務局	〒060―0042　札幌市中央区大通西12丁目
人事院東北事務局	〒980―0014　仙台市青葉区本町３―２―23
人事院関東事務局	〒330―9712　さいたま市中央区新都心１―１
人事院中部事務局	〒460―0001　名古屋市中区三の丸２―５―１
人事院近畿事務局	〒553―8513　大阪市福島区福島１―１―60
人事院中国事務局	〒730―0012　広島市中区上八丁堀６―30
人事院四国事務局	〒760―0019　高松市サンポート３―33
人事院九州事務局	〒812―0013　福岡市博多区博多駅東２―11―１
人事院沖縄事務所	〒900―0022　那覇市樋川１―15―15

⑵　提出書類等の所要事項は正確に記入又は入力すること。

⑶　試験の詳細については、別に作成している受験案内、人事院のホームページ等を参照すること。

2026年度入国警備官採用試験公告

国家公務員法第47条の規定に基づき、採用試験について次のように告知する。

令和８年６月10日　　人事院事務総長　佐々木雅之

1　試験の名称　2026年度入国警備官採用試験

2　試験の区分　警備官及び警備官（社会人）

3　対象官職　入国、上陸及び在留に関する違反事件の調査並びに収容令書及び退去強制令書の執行を受ける者の収容、護送及び送還の分野に係る専門的な知識を必要とする事務をその職務の主たる内容とする係員の官職

4　給与　この試験に合格し、採用された者は、「一般職の職員の給与に関する法律」の定めるところにより、原則として次の俸給月額が支給される。

（試験の区分）	（適用俸給表）	（俸給月額）
警備官	公安職俸給表㈠	１級３号俸　230,400円
警備官（社会人）	公安職俸給表㈠	１級３号俸を基準とし、採用前の経歴を勘案して決定される。

なお、このほか、同法等の定めるところにより、諸手当が支給される。

5　受験資格

⑴　試験の区分「警備官」　次に掲げる者とする。

ア　2026（令和８）年４月１日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して５年を経過していない者及び2027（令和９）年３月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者

イ　人事院がアに掲げる者に準ずると認める者

⑵　試験の区分「警備官（社会人）」　1986（昭和61）年４月２日以降に生まれた者（⑴アに規定する期間が経過した者及び人事院が当該者に準ずると認める者に限る。）

ただし、日本の国籍を有しない者、国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者及び平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は、受験することができない。

6　第１次試験

⑴　試験種目　基礎能力試験及び作文試験（第１次試験合格者の決定は、基礎能力試験の成績により行い、作文試験は、第１次試験合格者を対象に評定した上で、試験の区分「警備官」は最終合格者決定に反映し、「警備官（社会人）」は最終合格者決定に当たり、他の試験種目の成績と総合する。）

⑵　試験の実施日　2026（令和８）年９月27日（日）

⑶　試験地　札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪市、広島市、高松市、福岡市及び那覇市

㊟　試験場は、原則として上記都市内に設けるが、申込者数等の状況に応じて、上記都市周辺に設ける場合もある。

⑷　第１次試験合格者発表　2026（令和８）年10月14日（水）に、受験番号及び試験地を、インターネットの利用その他の適切な方法により発表する。

7　第２次試験

⑴　試験種目　人物試験、身体検査、身体測定及び体力検査（人物試験は、個別面接により行う。）なお、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。

⑵　試験の実施日　2026（令和８）年10月26日（月）から10月30日（金）までの間の指定する日

⑶　試験地　札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪市、広島市、高松市、福岡市及び那覇市

8　最終合格者発表　2026（令和８）年11月24日（火）に、受験番号及び試験地を、第１次試験合格者発表の方法と同一の方法により発表する。

9　採用候補者名簿及び採用方法　試験の区分ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名を得点順に記載する。採用は、これらの名簿に記載された者の中から行う。

10　受験手続

⑴　受験の申込み及び申込受付期間　受験希望者は、国家公務員採用試験インターネット申込専用アドレスにアクセスして申込手続を行うこと（申込専用アドレス〔https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html〕）。

受験の申込みの受理後における試験の区分及び試験地の変更は認めない。ただし、試験地の変更については、災害又は転居によりやむを得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障がない範囲で認める。

申込受付期間は、2026（令和８）年７月10日（金）９時から７月23日（木）までとし、７月23日（木）までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。

なお、インターネットが利用できない環境にある受験希望者は、受けようとする第１次試験の試験地に対応する次の問合せ先に至急問い合わせること（郵送・持参の申込みは2026（令和８）年７月10日（金）から７月13日（月）まで（ただし、持参による申込みの受付は、土曜日及び日曜日は除く。）とし、郵送による申込みの受付は、同日までの通信日付印のあるものに限る。）。

（第１次試験の試験地）	（問　合　せ　先）		
札幌市	出入国在留管理庁札幌出入国在留管理局	〒060―0042	札幌市中央区大通西12丁目
仙台市	出入国在留管理庁仙台出入国在留管理局	〒983―0842	仙台市宮城野区五輪１―３―20
東京都	出入国在留管理庁東京出入国在留管理局	〒108―8255	東京都港区港南５―５―30
名古屋市	出入国在留管理庁名古屋出入国在留管理局	〒455―8601	名古屋市港区正保町５―18
大阪市	出入国在留管理庁大阪出入国在留管理局	〒559―0034	大阪市住之江区南港北１―29―53
広島市	出入国在留管理庁広島出入国在留管理局	〒730―0012	広島市中区上八丁堀２―31
高松市	出入国在留管理庁高松出入国在留管理局	〒760―0033	高松市丸の内１―１
福岡市	出入国在留管理庁福岡出入国在留管理局	〒810―0073	福岡市中央区舞鶴３―５―25
那覇市	出入国在留管理庁福岡出入国在留管理局那覇支局	〒900―0022	那覇市樋川１―15―15

⑵　受験票の発行　受験の申込みを受理した場合は、受験票を発行する。

受験者は、本人の写真を申込専用アドレスからアップロードした受験票を印刷し、又は印刷した受験票に本人の写真を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。